

私道への公共下水道設置制度

個人が所有している道路「私道」とは、言いかえれば「私有地」です。私道に下水道を設置する場合は、本来、土地の所有者（地権者）や使用者が自身の負担で工事をするようになります。しかし、下水道設置工事には多額の費用がかかってしまいます。

そのため八戸市では、下水道が設置可能となった私道が一定の条件を備えている場合、所有者等が必要書類を市まで提出することで、所有者に代わり市の負担で下水道を設置できる制度を設けています。

設置の条件

- 私道に設置する下水道を利用する建物が2棟以上あり、それぞれ所有者が異なっていること
- 道路用地が「分筆登記」されていること
- 私道の所有者全員が承諾していること
- 工事や維持管理に支障のないこと



申請に必要な書類

- ① **公共下水道設置代表申請書**（第1号様式）
私道の代表者1名が提出。代表者とは市役所との連絡係です。
（代表者は、私道の所有者でも沿道住民でも構いません。）
- ② **公共下水道設置申請書**（第2号様式）
私道沿道の土地・建物の所有者全員提出。
- ③ **公共下水道設置承諾書**（第3号様式）
私道の所有者全員提出。また、実印での押印が必要です。
- ④ **私道所有者の『印鑑証明書』**
③で押印した印影を証明するものです。

※申請を希望される場合は、下水道業務課
水洗化普及グループまでご相談ください。
(電話)0178-44-8258

注意事項

- 『公共下水道設置申請書』、『公共下水道設置承諾書』、『印鑑証明書』は、必ず申請に必要な対象者全員分を提出してください。 ひとりでも欠けている場合、申請は受理できません。
- 申請を受理してから下水道が整備されるまで2年ほど要します。ご了承ください。
- 受益者負担金は、私道に下水道が設置された翌年度に賦課されます。
- 制度の利用は義務ではありません。 近隣の皆様とご相談の上、ご検討ください。

(裏面もごらんください)

下水道の整備が完了したら

○ 事情の許す限り、早めに下水道への接続をお願いします。

下水道処理区域では、下水道への接続が法律^(※)で義務付けられます。下水道の整備が完了したら、「八戸市指定排水設備工事業者」に水洗化工事を依頼し、なるべく早く生活排水を下水道へ流せるようにしましょう。
(※下水道法第10条及び第11条の3)

○ 下水道の整備が完了した翌年度に受益者負担金が賦課されます。

受益者負担金は、下水道が整備された区域のすべての土地が対象となり、原則として土地所有者が納めることとなります。なお、土地の利用状況などにより負担金の減免(減額)や、除外(一時延期)ができる場合があります。

受益者負担金とは

下水道は、トイレの水洗化や生活排水の浄化など、人々の生活環境を大きく向上させるものですが、その効果は下水道が整備された地域に限られています。

そのため、下水道の整備に税金等、公費のみをあてることは、下水道が整備されていない地域の人にまで負担をかけてしまい、公平性を欠くこととなります。

そこで、下水道が整備された地域の皆様に下水道建設費用の一部を負担していただくものが「受益者負担金」です。

下水道が整備された土地に対して「一度限り」納めていただくこととなります。

【根拠法令及び条例】

- ・都市計画法(第75条)
- ・八戸市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例



受益者負担金の金額

負担金の金額は、対象となる土地1㎡あたり280円です。

納付方法は、一括納付または分割納付(年2回、5年間の10回分割で納付)のどちらかを選ぶことができます。

$$\text{受益者負担金} = \text{土地の面積 (㎡)} \times 280 \text{円}$$

※参考 1坪あたり925円

ご相談・お問い合わせは

私道の下水道設置制度の相談 水洗化工事の相談	下水道業務課 水洗化普及グループ (電話)0178-44-8258
受益者負担金について	下水道業務課 料金グループ (電話)0178-44-8251